

未成年者への引き渡しについて

未成年者による園児の送迎は、保護責任が十分に果たせず、事故やけがに繋がることが予想されます。したがって、園児の送迎に関しては、原則、園児の当該保護者(代理届出者)が行うことをお願いしています。やむを得ず、当該保護者(代理届出者)の代わりに、未成年の家族が送迎をする場合には、事前に連絡の上、園まで本承諾書をご提出ください。ご家庭のご事情もあるとは存じますが、未成年者に委ねることなく、福岡市の制度を活用して、送迎のお手伝いをしてくれる「福岡ファミリー・サポート・センター」(園内にチラシを配置しています)等を活用されることをお勧めします。大切なお子様の送迎時の安全確保の為に、保護者の方の慎重なご対応をお願い申し上げます。

.....

未成年者への引き渡し承諾書

飯原保育園・ファミリー保育園 園長殿

個別設定 (年 月 日)

期間設定 (年 月 日 ~ 年 月 日)

個別か期間の別を☑してください。

園児の送迎は _____ (男・女)に代理人として委任します。

代理人の園児との関係 _____ (兄 ・ 姉)

当該園児を上記の代理人に引き渡した後に発生した事故、その他一切のトラブルは、保育園の責任外であることを承諾した上で、当該園児の送迎を代理人に委任します。

年 月 日

_____ 組 ・ 園児名

保護者名 : _____ 印